

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 2 9 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の
取扱いについての留意事項等（案）について

日頃より、障害保健福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）の開始に向けた今後のスケジュールについて、地方公共団体等から機構等への情報照会とは、現時点の想定として、「平成 31 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行」する予定である旨、関係府省社会保障・税番号制度主管課に周知されているところです。

今般、「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機関における必要な準備について（依頼）」（平成 31 年 3 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）の連絡を受け、今後実施予定の情報連携試験等及び機構等への情報照会事務の試行運用の実施に向けた準備等に活用いただくため、「精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）の案を別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務の準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

また、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」（別添 2～6）及び「別紙様式」についても合わせて送付しますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、情報照会マニュアルの内容につきましては、皆様方のご意見を踏まえて

内容の見直しを行い、試行運用開始日等の連絡と合わせて、正式版を送付する予定であります。情報照会マニュアルへのご意見がございましたら、別紙 ご意見票にご記入いただき、以下の照会先までメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

(照会先)
(精神障害者保健福祉手帳事務関係)
社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室
障害保健係
TEL:03-5253-1111 (内線 3065)
E-mail:shougai-hoken@mhlw.go.jp

(ご意見のとりまとめ)
政策統括官付情報化担当参事官室
TEL:03-5253-1111 (内線 7678, 7672)
E-mail:my-number@mhlw.go.jp

(別紙)

精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における
年金関係情報の取扱いについての留意事項等（情報照会マニュアル）

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の交付等の事務において、年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおり。

管理番号	事務手続名	照会する 特定個人情報
14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付 (日本年金機構への照会)	64 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付 (国家公務員共済組合連合会への照会)	
14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	
14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新 (日本年金機構への照会)	
14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新 (国家公務員共済組合連合会への照会)	
14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	
14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	
14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更(日本年金機構への照会)	

14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	68 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害者給付金の支給に関する情報
14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	
14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	
14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	
14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	

（２）基本的な事務の考え方

手帳の交付等の事務にあたっては、現行事務においては、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写しを提出することとなっているが、今後マイナンバーを活用した情報連携により、障害年金の支給を現に受けていることや当該障害年金の等級について把握できるようになる。

この場合、機構等に情報照会をかけて確認する必要があるが、情報連携対象となっている年金関係情報だけでは精神障害を事由とした障害等級が判断できない等、情報連携での確認が困難な場合は、別途機構等に対し精神障害の状態について該当する等級の照会（以下「公用照会」という。）が必要となる可能性がある。

このため、申請者の居住地を管轄する市町村は、個人番号による申請の際に、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）の 3（3）に基づき、障害等級等の判定のために必要に応じて公用照会する旨の説明を行い、同意書の提出を求めることとする。同意書の様式は、別紙様式とする。

（３）情報照会先の確認

個人番号による申請の場合、年金証書等の精神障害を支給事由とする給付を

現に受けていることを証する書類の写しの提出は原則不要であるが、情報照会の実施にあたっては、情報照会先を特定するために、障害年金等をどの機構等から受給しているか等を把握することが必要である。

この点、前項の同意書に、年金の受給状況等を確認する欄を設けているため、公用照会の同意を求める際に、受給状況等も把握することとする。なお、4(3)に記載するように、情報連携や公用照会によっても障害等級等を確認できない場合は、診断書等の書類の提出を求める可能性がある旨も本人に説明した上で、同意書を提出いただくよう努められたい。

2. 年金関係情報についての留意事項

(1) 参照するデータ項目について

機構等に対する情報連携によって取得できる年金給付関係情報は、「年金基本情報」、「年金基本額情報」、「年金支払情報」の3つの項目に大別される。このうち、「年金基本額情報」と「年金支払情報」には、どちらも年金額に関する情報が含まれているが、「年金基本額情報」では、年金額の決定又は改定がなされた際の支給開始年月日から1年間に受給できる年金額の総額に関する情報（年金支給額情報※）が表示され、「年金支払情報」では、各支払月に実際に支払われた年金額に関する情報（年金支払額情報）が表示されることとなっている。

この点、手帳の交付事務においては、精神障害を事由とした給付であることを「年金基本情報」で、給付を現に受けていることを「年金支払情報」で確認する。（具体的に確認するデータ項目は7頁にて後述。）

※ 国家公務員共済組合連合会へ照会する場合、上記「年金支給額情報」は「基本年金額情報」と表記されている。

(2) 照会条件の設定について

手帳の交付事務に当たって、情報照会の際に照会条件の設定（日付時点指定）については、申請日の日付時点指定で照会を行われたい。

※ 例）平成31年4月1日に申請があり、同月14日に進達されてきた場合
⇒ 時点指定：平成31年4月1日

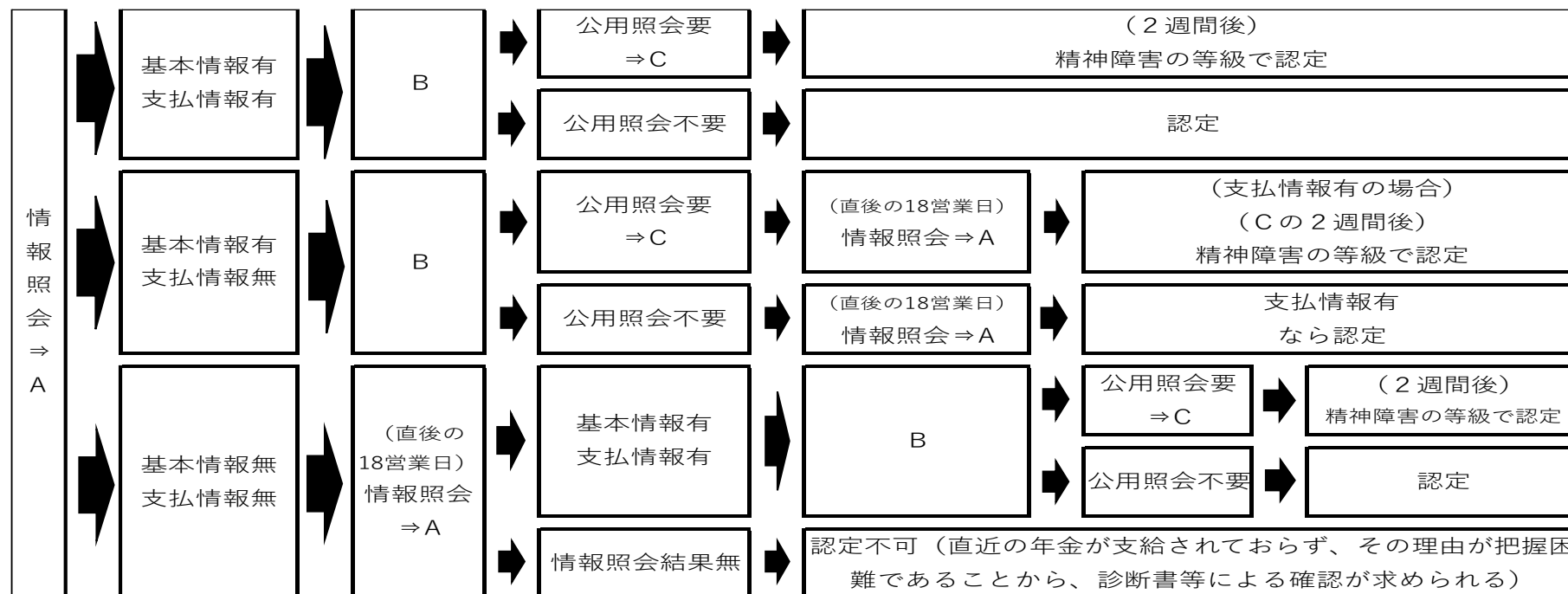
3. 情報照会手順と留意事項

手帳の交付等の事務における情報照会手順を下記に示す。基本的な流れとしては、年金基本情報により受給権の有無や精神障害の状態を確認し、年金支払情報により現に年金等を受給していることを確認する。障害等級等の確認が困難な場合には、公用照会を実施する運用となる。なお、年金基本情報と年金支払情報は副本登録のタイミングが異なるため、最新の情報を確認できる時期には留意いただきたい。（副本登録のスケジュールについては10頁に詳細を後述）

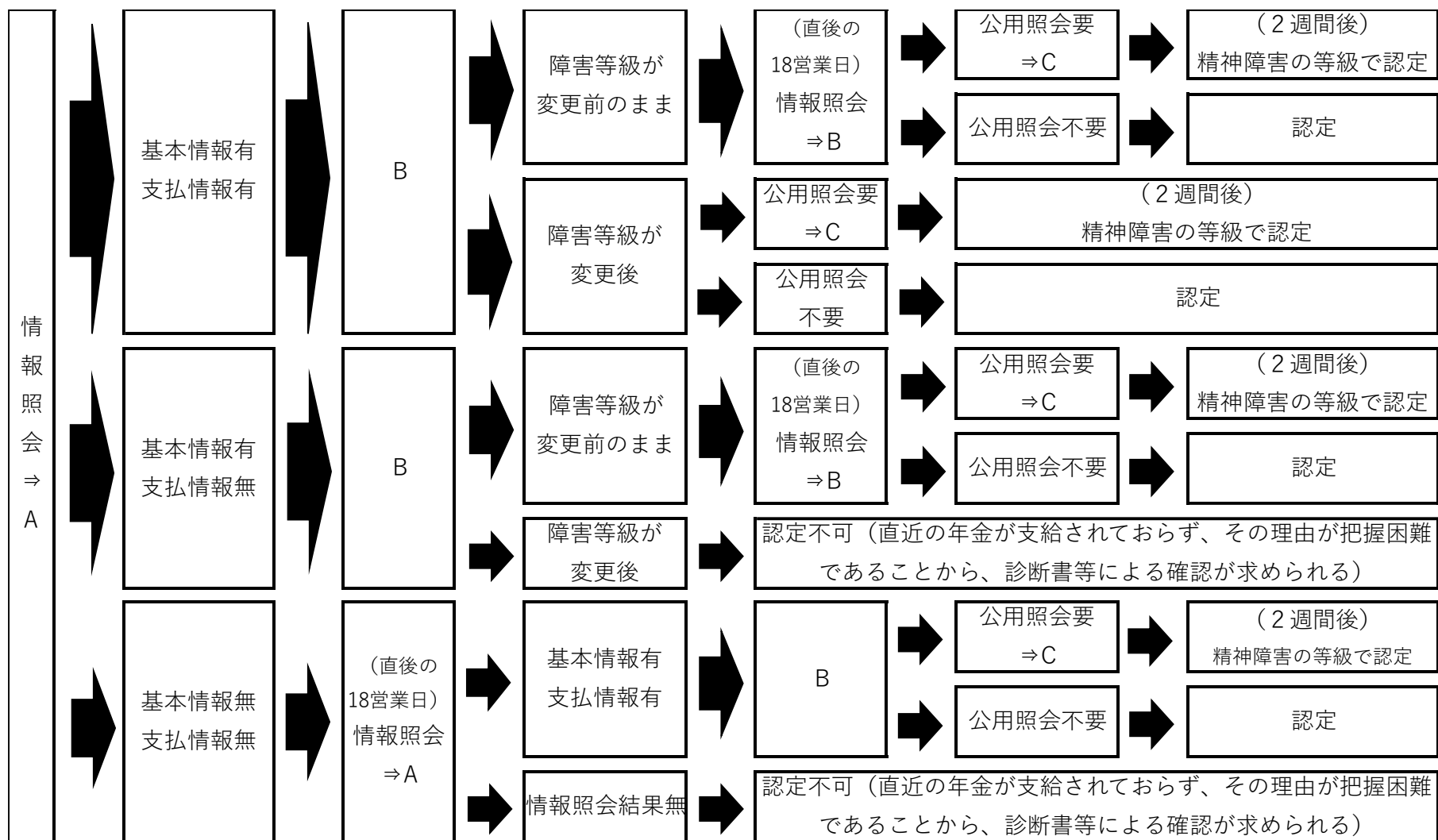
（各作業の概要）

- A：基本情報・支払情報を確認（障害年金の支給を現に受けていることの確認）
- B：障害等級コード・傷病名コード・障害診断書コードを確認（公用照会の要否の確認）
- C：情報照会結果から基礎年金番号を確認し、それを用いて公用照会（精神障害に起因する障害等級の確認）

【新規申請・更新申請の場合の情報照会に係るフロー】



【等級変更申請の場合の情報照会に係るフロー】



以下にA～Cそれぞれの確認作業の詳細を記載する。

A：基本情報・支払情報を確認(障害年金の支給を現に受けていることの確認)

※ 情報無の場合、後述する副本登録のスケジュールが関係している可能性があるため、同月又は翌月の18営業日以降に再度情報照会を行う必要がある。

＜基本情報の確認＞

① 下記情報照会結果のイメージにおける「年金基本情報」に含まれるデータ項目を確認していく。「受給権失権年月日」が「Reason of null」になっていることを確認の上、②に進む。

② 「年金支給停止理由コード」が「11」となっているか否かを確認。「11」である場合、「障害不該当」であるため、手帳の認定は行えない。「11」以外のコードである場合、『基本情報有』と判断し、③に進む。

※ 「年金支給停止理由コード」が「12」となっている場合は、障害等級が3級となっており、障害基礎年金が停止していることを示している。この点、障害基礎年金のみ受給している者については、障害年金の受給がないこととなるが、この者については③において実際の年金受給を確認するため、この段階では「11」であるかないかのみ確認すれば問題ない。

【イメージ図（「受給権失権年月日」及び「支給停止理由コード」）】

年金給付記録情報	
年金の種類（年金コード）	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2018-03-15
受給権発生年月日	2018-01-01
受給権失権年月日	Reason of null
年金支給停止理由コード	11

＜支払情報の確認＞

③ 下記情報照会結果のイメージにおける「年金支払情報」に含まれるデータ項目を確認していく。「年金支払年月日」を確認し、申請の前月か前々月であるか確認。申請の前月か前々月である場合、『支払情報有』と判断。前々月より前である場合、直近の年金受給を確認できず、年金情報を根拠に手帳

の認定を行うことはできないことから、診断書を提出していただく必要があることを申請者に伝達する。何も記載がなければ、『支払情報無』と判断（※）。

※ 『支払情報無』の場合、後述する副本登録のスケジュールが関係している可能性があるため、同月又は翌月の18営業日以降に再度情報照会を行う必要がある。

【イメージ図（「年金支払年月日」）】

年金給付記録情報	
年金支払情報	
年金支払年月日	2019-02-15

＜特別障害給付金の受給について確認する場合＞

「制限事由コード」が「01」又は「03」になっていないこと及び「調整事由コード」が「01」から「03」になっていないことを確認し、上記のコードになっている場合は、特別障害給付金の受給の有無を明確に確認することができないため、公用照会により受給状況を確認する。それ以外のコードが表示されている場合は、『基本情報有』・『支払情報有』と判断。「支払年月」が申請のあった月の直近の偶数月（情報照会を行う月を含まない。）より前である場合は、直近の年金受給を確認できないため、診断書を提出していただく必要があることを申請者に伝達する。

【イメージ図（「制限事由コード」及び「調整事由コード」）】

特別障害給付金情報	
制限事由コード	00
調整事由コード	00

B：障害等級コード・傷病名コード・障害診断書コードを確認（公用照会の要否の確認）

- ① 下記情報照会結果のイメージにおける「年金基本情報」に含まれるデータ項目を確認していく。年金給付関係情報の場合は「障害等級コード」（特別障害給付金情報の場合は「障害の等級」）を確認。ここに記載された数字がそのまま手帳の等級となるか（公用照会が必要か）を確認するため、②に進む。
- ② 年金給付関係情報の場合は「障害等級コード」、「障害傷病名コード」及び

「障害診断書コード」（特別障害給付金情報の場合は「障害の等級」、「傷病コード」及び「診断書コード」）を確認。以下の場合には、精神障害により障害年金又は特別障害給付金を受給していることが明らかなので、原則として『公用照会不要』と判断。それ以外の場合は『公用照会要』と判断。

（公用照会不要なパターン）

- ・ 「傷病コード6（精神障害）」と「診断書コード7（精神障害）」又は「診断書コード1（永久固定）」との組み合わせ
- ・ 「傷病コード7（脳血管疾患）」、「傷病コード14（その他の外傷）」又は「傷病コード19（中枢神経の疾患）」と「診断書コード7（精神障害）」との組み合わせ

原則公用照会が不要なコードの組合せ	
傷病コード	診断書コード
6（精神障害）	1（永久固定）
6（精神障害）	7（精神障害）
7（脳血管疾患）	
14（その他の外傷）	
19（中枢神経の疾患）	

【イメージ図（年金給付関係情報の場合）】

年金給付記録情報	
年金基本情報	
障害初診年月日	2014-07-01
障害等級コード	2
障害年金決定原因コード	16
障害傷病名コード（その1）	06
障害診断書コード（その1）	7

【イメージ図（特別障害給付金情報の場合）】

特別障害給付金情報	
障害の等級	2
障害状態情報	
傷病コード	06
診断書コード	07

C：情報照会結果から基礎年金番号を確認し、それを用いて公用照会

- ① 情報照会結果中、基礎年金番号を確認する。
- ② 当該基礎年金番号を公用照会の様式に記入し、機構へ公用照会を行う。概ね2週間で回答がある予定。

※ 有期固定年数及び認定年のデータ項目の利用について

障害年金の受給権者は、引き続き障害年金を受けられる障害の程度にあるかどうかを確認するため、あらかじめ決められた時期（年月）に、障害の現状に関する診断書（障害状態確認届）の提出を行う。

当該情報を用いて、申請者が診断書の提出を求められ、等級変更等が発生しうる時期かどうか等について、判断する一要素とすることが可能である。具体的な表示方法については、各機関が作成するマニュアルを確認されたい。

4. 副本更新スケジュールにより情報が確認できない期間の取扱い等について

（1）年金関係機関における副本更新のスケジュールとその影響

機構における年金給付関係情報の中間サーバーへの副本登録は、年金記録のデータ量が膨大であるため、月次で行われることとなっている。

また、「年金支払情報」と年金基本情報や年金基本額情報等の「年金支払情報以外の情報」は別々のタイミングで更新される。「年金支払情報」については年金が支払われる月（以下「支払月」という。）の月末（第17営業日）※までに、「年金支払情報以外の情報」については支払月の前月分までの情報が支払月の月末（第17営業日）※までにそれぞれ更新される。

このため、更新後の情報を確認したい場合は、支払月の第18営業日以降に照会を行う必要がある。

※ 例えば、平成31年4月15日に年金支払が行われる年金給付関係情報（平成31年2月分から平成31年3月分までの年金基本額情報等と平成31年4月に支払う年金支払情報）は、平成31年4月末までに副本登録される。

（2） 共済組合等における副本の更新時期

共済組合等における年金給付関係情報の中間サーバーへの副本登録は、国家公務員共済組合の場合は支給額が決定した日から5営業日後に、地方公務員共済組合の場合は支払月の月末までに、それぞれ行われることとなっている。日本私立学校振興・共済事業団の場合は毎月第2金曜日までに処理された情報が翌週第3日曜日までに副本登録される。

【データ項目ごとの情報照会時期の目安】

機関名	データ項目	更新時期	更新後情報の照会時期の目安
日本年金機構	年金支払情報	支払月の月末(17 営業日)までに更新 例) 平成 31 年 4 月の支払情報は平成 31 年 4 月 23 日までに更新	支払月の 18 営業日以降照会可能 例) 平成 31 年 4 月 24 日以降照会可能
	年金支払情報以外 (年金基本情報や年金基本額情報等)	支払月の前月分の情報を支払月の月末(17 営業日)までに更新 例) 平成 31 年 3 月までの情報を平成 31 年 4 月 23 日までに更新	随時照会可能 (※ただし、支払月中に確認できるのは前月までの情報のみ)
	基礎年金番号	支払月の前月の情報を支払月中旬(10 営業日)までに更新 例) 平成 31 年 3 月の情報を平成 31 年 4 月 12 日までに更新	支払月の 11 営業日以降照会可能 例) 平成 31 年 4 月 15 日以降照会可能 (※ただし、平成 31 年 4 月中に確認できるのは前月までの情報のみ)
	特別障害給付金情報	2 ヶ月に一度(偶数月)の支払月ごとに当月までの情報を 13 営業日に更新	支払月の 14 営業日以降照会可能

※通常、年金の支払月は偶数月であるが、新規裁定等で随時支払が実施されている場合も考慮し、「年金支払情報」については、申請のあった月の第 18 営業日以降に照会をかけて更新済の情報を確認されたい。

(3) 情報連携による確認が困難なケースの対応について

照会の結果、エラーが表示される等、情報連携による確認が困難な場合には、必要に応じて照会先機関にご連絡の上、従前から確認に用いていた他の手段（診断書を提出いただく、年金振込通知書を確認する等）により認定事務を行って下さい。

5. その他

別添 2～6 の「年金関係情報提供マニュアル」については、デジタル PMO のドキュメント中「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機関における必要な準備について」の別添 2～6 に掲載されているので、下記 URL から参照が可能である。

(URL)

<https://cas.digital-pmo.go.jp/a007F00001jEzy7QAG?p1=%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%85%AC%E5%8B%99%E5%93%A1%E5%85%B1%E6%B8%88>

※閲覧するためにはデジタル PMO へのログインが必要です。

- 日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項
- 国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項
- 地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項
- 日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項
- 日本年金機構等が提供する年金関係情報の見方（簡易版）